

国での戦後日本の憲法制定方針をめぐる政策立案の審議過程において、海軍省委員サビン (Lorenzo Sherwood Sabin, Jr. 1899-) によって「無期限に、日本は陸軍も海軍ももつべきではないから、・・・日本が軍隊をもつのを許されるであろうことをまさにその用語によって示唆する憲法改正や立案を示唆することは得策とはいえない」と主張され (1945年11月15日づけ海軍省委員サビン意見書。原本は米国国立公文書館蔵)、これが同年11月27日づけ「SWNCC228」当初案 (State・War・Navy Coordinating Committee, Reform of the Japanese Governmental System, SWNCC228, 27 November 1945) に導入され、「9条の起源」となる。

「SWNCC228」つまり国務・陸軍・海軍 [3省の対日政策] 調整委員会第228号文書は、1946年1月11日、マッカーサーに送付され、これは国際的な日本占領管理機構 (極東委員会対日理事会) とともに、マッカーサーが憲法改正を進めるうえで、大きな拘束力をもつ、もう一つの規制要因となったものである。この文書は、1953年までその存在自体が秘匿され、1975年にその立案過程の文書とともにマイクロフィルムによって公開された。内閣の構成員は文民であるべきことが規定される (第4段第C項第2号)。こ

こでもサビンが、「いかなる場合にも」として、日本の再軍備を完全に否定している (原「思想の宝庫としての日本国憲法—平和・民主制・人権の系譜」20世紀メディア研究所編、インテリジェンス創刊号所収)。

「押しつけ」といわれて久しい日本国憲法の「戦争放棄・戦力不保持」も案としては、日本側の一民間草案の中に不十分な規定ではあれ存在する。稲田正次・海野普吉・岩波茂雄の憲法懇談会案 (1946年3月4日) で、「第一章 総則」を書く際に海野が次の一条を入れるよう提案したという。「第5条 日本国ハ軍備ヲ持タサル文化国家トス。」軍縮平和主義を強調した海野独自の主張であったが、これは結局削除され成文化しなかった (古関彰一『新憲法の誕生』中公文庫)。

原氏によって、憲法研究会の憲法草案要綱について各条文ごとに、モデルとされた外国法や米国の政策文書までの系譜をたどるといふ驚異的な作業が文字通り十年をかけた超人的努力によって遂行されている。その実証的に論証された記述内容は注目に値する。原氏の「実証的」な研究は、日本国憲法に大きな影響を与えた (忘却された) 鈴木氏の存在を今日によみがえらせる力となり、さらに制憲史研究では学界通説に再検討をせまる大切な論点を提起している。



田嶋記念大学図書館振興財団助成金による 霞山文庫貴重資料のデジタル化

日本ファイリング株式会社の醸出資金による財団法人田嶋記念大学図書館振興財団から助成金を得て、2006年度事業として「劣化貴重資料のデジタル化」を行いました。

本学のコレクション霞山文庫内の雑誌『講演の友』(講演の友社)、『上海』(上海雑誌社)及び一部の劣化資料をデジタル化の対象としました。原本は昭和初期の資料のため紙質が悪いこと、合冊製本により複写に耐えられない等デジタル化によりこれらの問題点が改善されPDF形式のきれいなコンテンツ画像が見ることができます。

本文の公開は、著作権法の問題でWeb上に公開できませんが、目次一覧を図書館ホームページに公開し近現代史研究の二次資料として利用に供します。

(豊橋図書館)